

野沢多目的広場インキュベーション キッチン出店者募集要項

令和7年6月

佐久市建設部公園緑地課

TEL 0267-62-3242

FAX 0267-63-7750

佐久市ホームページ【<http://www.city.saku.nagano.jp>】

野沢多目的広場インキュベーションキッチン出店者の募集要項

佐久市（以下「市」という。）が行う野沢多目的広場交流施設におけるインキュベーションキッチン出店者（以下「出店者」という。）の募集に応募される方は、この募集要項をよく読み、次の事項をご了承のうえ、お申込みください。

なお、出店者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式（書類審査）により市職員および野沢多目的広場指定管理者で構成する審査会により選定します。

1 目的

市有財産を有効活用し自主財源を確保するとともに、都市公園の機能の増進及び利用者の利便性向上を図り、新たな起業に対しての支援を行うため、募集により出店者を選定します。

2 募集施設

公園名 野沢多目的広場

所在地 佐久市取出町取出町字野沢道地内

施設名 野沢多目的広場交流施設

物件番号	施設名	利用面積	主な調理器具	最低使用料（税込）
1	キッチン1	9.3㎡	ガス調理台、 給湯器、流し台	36,000円/月 +電気料・ガス料 ・水道料等
2	キッチン2	9.3㎡	ガス調理台、 給湯器、流し台	
3	キッチン3	10.3㎡	製菓用オーブン 給湯器、流し台	

※注意1 各キッチンは、1ヶ月単位の利用期間で募集を行います。

※注意2 キッチン1およびキッチン2は同じ仕様の施設となります。

※注意3 キッチンの利用を行わない日については、指定管理者による利用が行われる場合があります。その際は指定管理者の指示に従ってください。

3 応募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者は、応募することができます。

(1) 個人にあつては佐久市内に住所を有すること。また、法人にあつては佐久市内に本店又は支店若しくは営業所を置いていること。

(2) 公告の日から出店者決定の日までの間、市から指名停止措置を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 公告の日から出店者決定の日までの間、次のいずれにも該当していないこと。

ア 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等

イ 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

オ 役員など又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

カ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りなが

ら、これを利用するなどしている法人等

(4) における用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

役 員 等	法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者
法 人 等	法人その他の団体又は個人
暴 力 団	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
暴力団員	暴力団の構成員
暴力団関係者	暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者

4 インキュベーションキッチンの利用条件

(1) 出店者の出店形態

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項及び佐久市公園条例（平成19年3月23日条例第15号）第9条第1項の規定に基づき、市が出店者に対し、公園施設の設置を許可する方法により行います。

なお、野沢多目的広場のインキュベーションキッチンは、都市公園法第2条第2項第7号で定められている公園施設の「飲食店」に該当します。

(2) 設置期間

設置期間は、令和7年7月1日から令和7年9月30日までとします。

この期間のうち、1ヶ月単位で設置期間の申込を行ってください。

なお、設置期間満了にあたり、設置期間の延長を希望する場合は、市及び指定管理者と協議のうえ設置期間を延長できます。

(3) 利用時間

野沢多目的広場交流施設の利用時間は午前9時から午後9時までです。この時間内で準備および片付け含む営業を行うこと。

(4) 使用料

インキュベーションキッチンの使用料は、市が設定する最低使用料以上のうち、出店者が申込書に記載した金額をもって使用料とします。使用料は1ヶ月毎に請求します。

(5) 電気料、水道料、ガス料及びその他必要経費

インキュベーションキッチンで使用する電気料、水道料、都市ガス料、下水道使用料等（以下「光熱水費」という。）は出店者の負担とします。

各キッチンにおける光熱水費は、各キッチンに設置された計量器(子メーター)を基にした実費とし1ヶ月毎に請求します。

(6) 廃棄物の処分

インキュベーションキッチンの利用出店に伴い発生する廃棄物については、出店者が責任をもって廃棄を行うこと。

(7) 許認可等の取得・関係法規の遵守

各キッチンの飲食店営業許可は野沢多目的広場の指定管理者にて取得済みですが、食品

衛生責任者等の必要な資格は出店者の責任で取得してください。

(8) 原状回復

出店者は、出店を終了する場合又は出店許可が取り消された場合は、速やかに原状回復をしてください。なお、原状回復に際し出店者は一切の補償を市に請求することができません。

(9) 事故時の責任

出店者の責に帰すべき事由による食中毒や怪我等の事故について、市及び指定管理者は責任を負いかねます。

生産物賠償責任保険(PL 保険)への加入などの事故発生時に十分な対応ができる措置を講ずるとともに、事故等が発生した場合はすみやかに市及び指定管理者に報告してください。

(10) 非営業日のキッチンの利用について

営業を実施しない日において、指定管理者がキッチンを利用する場合があります。その際は指定管理者の指示に従ってください。

(11) その他

インキュベーションキッチンを含む野沢多目的広場は、指定管理者の管理により運営されます。出店者は指定管理者の指示に従いキッチンを使用してください。

5 応募申込手続

出店を希望する方は応募参加資格の審査のため、応募資格を証する書類を提出していただきます。

(1) 提出方法

申込期間内に、必要な書類を持参又は郵送のうえ、提出してください。

なお、電話、メール等による受付は行いません。

(2) 提出期間

令和7年6月13日(金)から令和7年6月23日(月)まで

(土日、祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出先

佐久市建設部公園緑地課公園管理係(佐久市役所南棟1階)

(4) 提出書類(各1部)

ア 応募参加申込書(様式第1)

イ 利用計画書(様式第2)

ウ その他必要な書類

(5) 郵送で申し込む場合

次のあて先に郵送してください。

なお、郵送による応募参加申込みの場合は、令和7年6月23日(月)午後5時必着とします。

【郵送先】〒385-8501 (住所は記入不要です。)

佐久市建設部公園緑地課公園管理係宛て

※封筒(表)に「申込書在中」と朱書きしてください。

(6) 出店希望者面談

出店希望者について申請内容についての面談を実施します。なお、面談の際、試食等はありません。

日時 令和7年6月24日 9時から12時(詳細な時間は追って連絡します)

会場 佐久市生涯学習センター(野沢会館) 多目的室1

佐久市取出町183-1

(7) 現地説明会

現地説明会は、実施しません。事前に各自で現地を確認すること。キッチン内の確認を希望する場合は指定管理者に申出を行い、指定管理者の指示に従い確認を行うこと。

野沢多目的広場 電話番号 0267-73-0391

6 出店者の選定

(1) 選定方法

出店者の選定は、市及び指定管理者で組織する審査会により、提出された応募書類および面談をもとに審査を行い、出店者を決定します。

出店希望期間が複数の応募者で重なる場合は、審査の結果点数の高いものを出店者とします。

なお、申請内容等により出店期間、施設の調整をさせていただく可能性があります。

(2) 失格要件

提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合は失格とする場合があります。

(3) 結果の通知

選定結果は、令和7年6月下旬に応募者全員に電子メールで通知します。

(4) 選定の中止

不正な申込が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、選定を中止、又は申込期日を延期することがあります。

7 設置許可の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、市は設置許可の全部若しくは一部を取り消しすることがあります。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに設置許可申請手続きを行わなかったとき。

(2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。

(3) 出店者が応募者の資格を失ったとき。

(4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、出店者として相応しくないと佐久市が判断したとき。

(5) 市、国又は他の地方公共団体が公用若しくは公共用に供するため必要するとき。

8 設置許可の手続き等

(1) 設置許可申請

ア 設置許可申請書（佐久市公園条例施行規則様式第1号）により申請書を作成するものとし、令和7年6月30日（月）までに提出してください。

イ 設置の許可申請及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。

(2) 使用料の納付

許可後に市が発行する納入通知書により納付期限までに納付してください。光熱水費については、実費に基づき請求しますので納付期限までに納付してください。

9 設置許可の終了の申出について

(1) 設置期間の終了の申出

出店者からの申し出により設置期間終了以前に出店を終了する場合は、出店を終了する前月の末日までに公園許可事項変更許可申請書（佐久市公園条例施行規則様式第9号）を市に提出し、設置期間の変更を行ってください。

(2) 設置期間を変更した際の使用料・光熱水費等

設置期間を変更した場合、変更後の設置期間に含まれる月の使用料については返還しません。ただし、出店者の責によらない設置期間の変更の場合は返還する場合があります。

光熱水費等については設置期間の使用量に基づき請求します。

10 その他利用上の注意点

(1) 出店者の権利を第三者に譲渡又は転貸できません。

(2) 出店者はキッチン設備を毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧すること。復旧に係る経費は出店者が負担すること。

- (3) 出店者は、市又は第三者等に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。
- (4) 設置許可の始期日から稼働ができない等の事象が生じても、市は使用料の返還その他の補償等には応じることはできない。
- (5) キッチンの利用に伴う廃棄物の処理は、出店者の責任において適正に処理すること。
- (6) 市による公園管理施設の工事等がある場合は協力すること。
- (7) 指定管理者等のイベント実施のため、野沢多目的広場にキッチンカーの出店等が行われる場合があります。それによる補償は受けられません。
- (8) 野沢多目的広場交流施設内にキッチン出店に伴う看板等を設置する際、共用部以外（カウンター外）の場所については協議の上、指定管理者の許可を得てから看板を設置すること。
野沢多目的広場交流施設外に看板等を設置する場合は、市へ公園占用許可申請書の提出と、それに伴う公園占用許可を受ける必要があります。
- (9) 本件に係る問い合わせの件数等の情報は、一切お答えできません。
- (10) その他、定めのない事項については、別途協議の上決定します。

1 1 問い合わせ先

佐久市建設部公園緑地課公園管理係

〒385-8501 長野県佐久市中込3056番地

電話 0267-62-3424（直通）

電子メール koenryokuti@city.saku.nagano.jp